

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	3-2
処分の種類	長野県産業投資（旧：信州ものづくり産業）応援助成金の交付決定の取消			
根拠法令条例等 ・条項	長野県産業投資応援条例第4条			
処分の概要	助成金交付企業が取消要件のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消することができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>【長野県産業投資（信州ものづくり産業）応援助成金交付要綱第15条第1項】</p> <p>第15条 知事は、事業認定企業又は助成金交付企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業認定又は助成金の交付決定を取消することができる</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、事業認定又は助成金の交付を受けたとき</p> <p>(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき</p> <p>(3) 法令又は条例に違反する行為があったとき</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条の表に規定する助成要件等を計画どおり満たすことができないなど、適当でないと認められるとき</p> <p>(5) 当該企業の責めに帰する事由により、第3条の右欄に定めるその他要件4の従業員1人当たり付加価値額を著しく達成できないと認められるとき</p> <p>※ (5) は、長野県産業投資応援助成金に適用</p>			
基準の制定根拠	長野県産業投資（旧：信州ものづくり産業）応援助成金交付要綱第15条第1項			